

【今号のトピックス】

以下のリンクをクリックすると各記事のトップに移動します。

[【2024年大湾区\(前海\)国際海運発展大会開幕】](#)

[【中国初の商事調停活動を規制する地方法可決 2025年1月1日より施行】](#)

【2024年大湾区（前海）国際海運発展大会開幕】



2024年大湾区（前海）国際海運発展大会が11月14日深圳市前海で開催され、中国本土及び香港から120以上の海運企業、大学、団体から300名近くの関係者が海運業界の質の高い発展を求め、交流と議論を展開しました。

中国人民政治協商会議全国委員会の梁振英(C. Y. リョン) 副主席は、オンラインで同会議において挨拶し、「大湾区における海運業の発展とイノベーションは大きな注目を集めており、香港の海運業と全国海運エコシステムの統合により、国際海運における香港の地位は確実に上がり、グリーン海運とスマート海

運の発展が促進され、前海と香港が国際海運の全産業チェーンにおける連携が、深圳と香港の協力で新しい 1 ページを切り開き、我々は香港の国際金融、国際海運サービス、国際貿易の複数の独特な優位性を活用し、中国全体の国際海運事業の発展、香港の国際海運センターとしての地位を高めることにより大きな貢献をするだけでなく、同時に香港の海運業界が国家発展の大局に組み込まれ、模範的役割、及び先導的役割を果たしていく」と述べました。

広東省交通運輸庁の徐海波副庁長は、広東省は中国において海洋経済が一番発達している省であり、長年にわたり水路建設を推進し続け、港湾建設の規模化、専門化、集約化を積極的に推進するとともに、グリーン海運の発展を促進し、海運分野におけるクリーンエネルギーの応用を推進してきており、広東省は「大湾区発展計画綱要」の要求に従い、引き続き香港・マカオとの交流・協力を強化し、重要交通インフラプロジェクトに重点を置き、大湾区の交通インフラの相互接続の質の高い発展を導き、全面的に地域内外の円滑な接続を推し進め、利便性が高く効率的な総合海運ネットワークを構築していく、と述べました。

深圳市委員会常務委員、前海協力区党工作委員会書記、宝安区委員会書記の王守瑞氏によると、今年 1 月から 9 月において、前海の輸出入総額は 5,213 億元で前年同期比 50.1% 増加、西部港湾地区のコンテナ処理量は 1,380 万 TEU で、前年同期比 19% 増加しており、前海は、改革とイノベーション、先行トライアルにより、深圳と香港の金融、法律、海事など主要分野における規則やメカニズムの収束を力強く推進し、船舶リース、海洋科学技術、クルーズ船・ヨットなどの新業態を発展させ、海洋新城、蛇口国際海洋城などの建設を加速し、海運インフラの機能システムを絶えず改善し、広東省・香港・マカオの海運業界の質の高い発展に力を注ぐ、と述べました。

香港特別行政区運輸及物流局局長のラム・サイホン（林世雄）氏はオンライン上スピーチで、香港は国際海運のセンターとして、完備された港湾施設と高いサービス能力の持ち主であるだけでなく、高度に発達した海運サービス産業とグリーン・スマート海運の先頭に立っており、高品質で効率的な物流・海運サービスで世界的に知られており、今後、香港は引き続き大湾区との協力関係

を強化させ、港湾における複合一貫輸送モードの発展を促進し、貨物運輸物流能力を継続的に向上させ、中国本土および大湾区の海運企業に質の高いサービスを提供し、大湾区の海運業の発展を促進していく、と述べました。

大湾区海運大会の発起人兼呼びかけ人である香港船主協会中国委員会主席、華光海運ホールディングスの趙式慶執行董事長は、同会議で深圳・前海－深圳香港海運諮問委員会の設立構想を発表しました。同氏は、深圳と香港は珠江デルタ地域の 2 つの重要な都市として、海運分野において、幅広い協力の基盤と可能性を持っており、深圳・前海－深圳香港海運産業統合発展諮問委員会の八足により、深圳と香港の間の海運要素の流れをより円滑に促進し、前海の海運業の高レベルの対外開放が強化され、香港の海運センターとしての地位がより強固になり、高めるのに役立つだろう、と述べました。

【中国初の商事調停活動を規制する地方法可決 2025 年 1 月 1 日より施行】



2024 年 11 月 21 日、珠海市人民代表大会第 10 期常務委員会第 30 回会議では、2025 年 1 月 1 日に施行される「横琴・広東・マカオ深層協力区商事調停条例」（以下「条例」）が可決されました。これは中国初の商事調停活動を規制

する地方法法となります。

同条例は7章39条で構成され、横琴・広東・マカオ深層協力区（以下「協力区」）のビジネス環境を最適化し、多様な商事紛争解決メカニズムを改善し、商事調停の市場的・法治的発展を促進し、商事紛争を適時かつ効果的に解決し、当事者の合法的な権益を保護することを目的としています。

同条例は主に、商事調停組織、商事調停員、商事調停手続き、商事調停契約、監督管理及び法的責任などについて規定されています。

同条例において、商事調停は独立して行われ、行政機関、社会組織、個人の干渉を受けることはなく、協力区の法律事務局は、商事調停組織と商事調停員の業務活動に対する監督・管理を担当します。協力区の人民裁判所と仲裁機関は、当事者に、商事調停を利用して商事紛争を解決することを奨励し、指導します。

同条例において、協力区は、商事調停組織が中国国内の監督管理の条件を満たした上で、登録を完了後に、マカオ、香港及びその他の地域の専門的な影響力及び国際的な信用を持つ人物を商業調停者として任命することをサポートすることを明確にしています。

条例は、珠海経済特区の立法権を利用し、横琴・広東・マカオ深層協力区における調停制度の改革を深化させる鮮やかな実践であり、協力区における商事調停の発展に新たな弾みをつけ、訴訟、仲裁、調停を共同発展させる多様な商事紛争解決メカニズムの確立をサポートし、協力区が国際商事紛争解決のための好適地となるようサポートし、協力区のビジネス環境のさらなる最適化に新たな弾みをつけ、マカオ経済の穏健で多様な発展を促進するために制度上のサポートを提供することになります。

【参考資料】

- ・ [2024 年大湾区（前海）国際海運発展大会開幕](#)
- ・ [中国初の商事調停活動を規制する地方法可決 2025 年 1 月 1 日より施行](#)

青葉【WeChat 公式】のフォローをご希望の方は、
右記の QR コードから登録をよろしくお願いいたします。
(WeChat アプリにて、QR コードをスキャンしてください。)

[大湾区ニュースレター特集ページへのリンク](#)

また「大湾区情報」だけでなく、中国、香港のニュースや最新制度情報も WeChat の公式アカウントに掲載しています。



=====

[最新ニュースページ](#)で過去に発行したニュースレター、及び香港・中国本土最新ニュースをご覧になれます。

ホームページと共に、SNS でも随時情報を発信してまいりますので、是非ともフォロー、いいね！をお願いいたします。



質問等お問合せ先

青葉監査法人・青葉ビジネスコンサルティング・青葉法律事務所
担当:

香港：新井 茂 <s.arai@aoba.com.hk>

広州：Monica Tian/田 倩 <monica.tian@aoba.com.hk>

北京：Susan Zhao/趙 素艷 <susan.zhao@aoba.com.hk>

=====